

◎商船における最低基準に関する条約（第四百十七号）

（略称） 商船最低基準条約（第四百十七号）

昭和五十一年十月二十九日 ジュネーヴで作成
昭和五十六年十一月二十八日 効力発生
昭和五十八年四月二十七日 国会承認
昭和五十八年五月二十四日 批准の閣議決定
昭和五十八年五月三十一日 批准書寄託
昭和五十八年六月十一日 公布及び告示
（条約第四号及び外務省告示第一八七号）
昭和五十九年五月三十一日 我が国について効力発生

目次

ページ

前文	一九九
第一条 適用範囲	一九九
第二条 締約国の義務	二〇〇
第三条 自国民への周知	二〇三
第四条 外国船舶に対する措置	二〇四
第五条 批准のための要件及び手続	二〇五
第六条 効力発生	二〇五

第七 条 廃棄	二〇六
第八 条 国際労働事務局長による通報	二〇六
第九 条 国際連合事務総長への通知	二〇七
第十 条 条約の運用に関する報告等	二〇七
第十一 条 改正	二〇七
第十二 条 正文	二〇八
附 属 書	二〇八
末 文	二一〇

（参考）

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）第二条(a)の規定により、我が国が、国内法令と実質的に同等であることを確認する必要がある同条約附属書に掲げられた条約又は条約の条。

◎ 海員の疾病、負傷又は死亡の場合における船舶所有者の責任に関する条約（百五十五号）	二一一
（略称） 千九百三十六年の船舶所有者責任（傷病海員）条約（第五十五号）	二一一
◎ 海員のための傷病保険に関する条約（第五十六号）	二二二
（略称） 千九百三十六年の傷病保険（海上）条約（第五十六号）	二二二
◎ 医療及び傷病給付に関する条約（第百三十号）	二二三
（略称） 千九百六十九年の医療及び傷病給付条約（第百三十号）	二二三
◎ 船内の乗組員設備に関する条約（千九百四十九年の改正条約）（第九十二号）	二六六
（略称） 千九百四十九年の乗組員設備条約（改正）（第九十二号）	二六六

◎ 船舶乗組員のための食料及び司厨に関する条約（第六十八号） 第五条……………二九四

（略称） 千九百四十六年の食料及び司厨（船舶乗組員）条約（第六十八号）……………二九四

◎ 商船に乗り組む船長及び職員に対する職務上の資格の最低要件に関する条約（第五十三号）

第三条及び第四条……………二九五

（略称） 千九百三十六年の職員海技免状条約（第五十三号）……………二九五

◎ 海員の送還に関する条約（第二十三号）……………二九七

（略称） 千九百三十六年の海員送還条約（第二十三号）……………二九七

注

右「（参考）」は、参考として、昭和五十八年六月十一日外務省告示第一八七号において掲載した。

商船における最低基準に関する条約（第百四十七号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百七十六年十月十三日にその第六十二回会期として会合し、

千九百五十八年の船員雇入れ（外国船舶）勧告及び千九百五十八年の社会的条件及び安全（船員）勧告の規定を想起し、前記の会期の議事日程の第五議題である基準未達船舶、特に便宜上の旗国において登録された基準未達船舶に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百七十六年の商船（最低基準）条約と称することができる。）を千九百七十六年十月二十九日に採択する。

第一条

- 1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この条約は、営利の目的で貨物若しくは旅客の運送に従事し又は他の商業的目的で使用されるすべての海上航行船舶（公有のものであるか私有のものであるかを問わない。）について適用する。
- 2 この条約の適用上、海上航行船舶に該当する船舶は、国内

商船最低基準条約（第百四十七号）

Convention 147

CONVENTION CONCERNING MINIMUM STANDARDS IN MERCHANT SHIPS

The General Conference of the International Labour Organisation

Having been convened at Geneva by the Governing Body of the International Labour Office and having met in its thirty-second Session on 13 October 1976, and

Recalling the provisions of the Seafarers' Engagement (Foreign Vessels) Recommendation, 1958, and of the Social Conditions and Safety (Seafarers) Recommendation, 1958, and

Having decided upon the adoption of certain proposals with regard to substandard vessels, particularly those registered under flags of convenience, which is the fifth item on the agenda of the session, and

Having determined that these proposals shall take the form of an international Convention,

adopts this twenty-ninth day of October of the year one thousand nine hundred and seventy-six the following Convention, which may be cited as the Merchant Shipping (Minimum Standards) Convention, 1976:

Article 1

1. Except as otherwise provided in this Article, this Convention applies to every ship of any nationality which is engaged in the transport of cargo or passengers for the purpose of trade or is employed for any other commercial purpose.

2. National laws or regulations shall determine when ships are to be regarded as sea-going ships for the purpose of this Convention.

3. This Convention applies to sea-going ships.

4. This Convention does not apply to—

(a) ships primarily propelled by sail, whether or not they are fitted with auxiliary engines;

(b) ships engaged in fishing or in whaling or in similar pursuits;

法令により定める。

3 この条約は、海上を航行する引き船について適用する。

4 この条約は、次の船舶については、適用しない。

(a) 主として帆を用いて推進される船舶（補助推進機関を備えていないかを問わない。）

(b) 漁ろう、捕鯨又はこれらに類する業務に従事する船舶

(c) 小型船舶並びに石油掘削船及び掘削用のプラットフォーム等の船舶で航行していないもの。この(c)の規定の適用を受ける船舶については、各国の権限のある機関が、最も代表的な船舶所有者団体及び船員団体との協議の上決定する。

5 この条約のいかなる規定も、附属書に掲げる条約の適用範囲又はこれらの条約の規定の適用範囲を拡大するものとみなしてはならない。

第二条

この条約を批准する加盟国は、次のことを約束する。

(a) 自国の領域において登録される船舶に関し次の事項について定めた法令を制定すること及び附属書に掲げる条約を実施する義務を負っていない場合には当該法令が附属書に掲げる条約又は条約の条と実質的に同等であることを確認すること。

(c) small vessels and vessels such as oil rigs and drilling platforms when not engaged in navigation, the decision as to which vessels are covered by this sub-paragraph to be taken by the competent authority in each country in consultation with the most representative organisations of shipowners and seafarers.

5. Nothing in this Convention shall be deemed to extend the scope of the Convention referred to in the Appendix to this Convention or of the provisions contained therein.

Article 2

Each Member which ratifies this Convention undertakes—

- (a) to have laws or regulations laying down, for ships registered in its territory—
 - (i) safety standards, including standards of competency, hours of work and manning, so as to ensure the safety of life on board ship;
 - (ii) appropriate social security measures; and
 - (iii) shipboard conditions of employment and shipboard living arrangements, in so far as these, in the opinion of the Member, are not covered by existing agreements or laid down by competent courts in a manner equally binding on the shipowners and seafarers concerned;

- (i) 船内における人命の安全を確保するための安全基準（乗組員の能力、労働時間及び配乗に関する基準を含む。）

(ii) 適当な社会保障措置

- (iii) 船内における労働条件及び居住施設。ただし、これらの条件及び施設が次のいずれかにより定められていると加盟国の認める場合を除く。

労働協約

権限のある裁判所が関係のある船舶所有者及び船員をひとしく拘束するような方法で行う決定

- (b) 次の事項に関し、自国の領域において登録される船舶について管轄権を有効に行使し又は監督を有効に行うこと。

- (i) 国内法令の定める安全基準（乗組員の能力、労働時間及び配乗に関する基準を含む。）

(ii) 国内法令の定める社会保障措置

- (iii) 国内法令の定める船内における労働条件及び居住施設又は関係のある船舶所有者及び船員をひとしく拘束するような方法で権限のある裁判所の定める船内における労働条件及び居住施設

- (c) その他の船内における労働条件及び居住施設について加盟国が有効な管轄権を有しないときは、船舶所有者又は船舶所有者団体と千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約及び千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約の

商船最低基準条約（第百四十七号）

and to satisfy itself that the provision of such laws and regulations are substantially equivalent to the Conventions or Articles of Conventions referred to in the Appendix to this Convention, in so far as the Member not otherwise bound to give effect to the Conventions in question;

- (b) to exercise effective jurisdiction or control over ships which are registered in its territory in respect of—

(i) safety standards, including standards of competency, hours of work and manning, prescribed by national laws or regulations;

(ii) social security measures prescribed by national laws or regulations;

- (iii) shipboard conditions of employment and shipboard living arrangements prescribed by national laws or regulations, or laid down by competent courts in a manner equally binding on the shipowners and seafarers concerned;

(c) to satisfy itself that measures for the effective control of other shipboard conditions of employment and living arrangements, where it has no effective jurisdiction, are agreed between shipowners or their organisations and the representative organisations of seafarers on ships registered in the territory of the Organisation, constituted in accordance with the provisions of the Protocol of the Protocol of Assurances and Protection of the Right to Organise Convention, 1948, and the Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949;

- (d) to ensure that—

(i) adequate procedures—subject to over-all supervision by the competent authority, after tripartite consultation amongst that authority and the representative organisations of shipowners and seafarers where appropriate—exist for the engagement of seafarers on ships registered in that territory and for the investigation of complaints arising in that connection;

(ii) adequate procedures—subject to over-all supervision by the competent authority, after tripartite consultation amongst that authority and the representative organisations of shipowners and seafarers where appropriate—exist for the investigation of any complaint made in connection with and in respect of the engagement in its territory of foreign seafarers on ships registered in a foreign country, as well as any complaint made in connection with and, if possible, at the time of the engagement in its territory of foreign seafarers on ships registered in a foreign country, is promptly reported by its competent authority to the competent authority of the country in which the ship is registered, with a copy to the Director-General of the International Labour Office;

- (e) to ensure that seafarers employed on ships registered in its territory are properly paid and that they are not employed for which they are engaged due regard being had to the Vocational Training (Seafarers) Recommendation, 1970;

(f) to verify by inspection or other appropriate means that ships registered in its territory comply with applicable international labour Conventions in force of which it has ratified, with the laws and regulations required by subparagraph (e) of this Article and, as may be appropriate under national law, with applicable collective agreements;

(g) to hold an official inquiry into any serious casualty involving ships of its flag or in which it is involved, and to publish annually those involving injury and/or loss of life, the final report of such inquiry normally to be made public.

実体規定により設立される船員団体との間で有効な監督のための措置が合意されていることを確認すること。

(d) 次のことを確保すること。

(i) 自国の領域において登録された船舶への船員の雇入れに関する適切な手続及びこのような雇入れに関連して申し立てられた苦情の調査に関する適切な手続が存在すること。ただし、これらの手続については、適当な場合には権限のある機関並びに代表的な船舶所有者団体及び船員団体の三者の間で協議を行った後、権限のある機関が全面的な監督を行うものとする。

(ii) 外国の領域において登録された船舶への自国民船員の自国の領域における雇入れに関連して申し立てられた苦情（可能な限り、雇入れの時に申し立てるものとする。）の調査に関する適切な手続が存在すること（ただし、この手続については、適当な場合には権限のある機関並びに代表的な船舶所有者団体及び船員団体の三者の間で協議を行った後、権限のある機関が全面的な監督を行うものとする。）並びに権限のある機関が、当該苦情及び外国の領域において登録された船舶への外国人船員の自国の領域における雇入れに関連して申し立てられた苦情（可能な限り、雇入れの時に申し立てるものとする。）を、その船舶が登録されている国の権限のある機関に速やかに通知し、かつ、その通知の写しを国際労働

事務局長に送付すること。

(e) 千九百七十年の職業訓練（船員）勧告に妥当な考慮を払い、自国の領域において登録された船舶に雇い入れられる船員が、その任務を遂行するのに適当な資格を有し又はそのための適切な訓練を受けていることを確保すること。

(f) 自国の領域において登録された船舶が、自国の批准した現行の国際労働条約、(a)に該当する法令及び、国内法に照らし適当と認められる場合には、労働協約に適合していることを検査その他適当な方法によつて確認すること。

(g) 自国の領域において登録された船舶に係る重大な海難、特に負傷又は死亡を伴う重大な海難について公式の調査を行うこと。特別の場合を除き、この調査の最終報告は公表される。

第三条

この条約を批准した加盟国は、この条約を批准していない国がこの条約の定める基準と同等の基準を適用していると認められるまでの間、当該批准していない国において登録された船舶への船員の雇入れから生ずるおそれのある問題につき、実行可能な限り自国民に周知させる。この条約を批准した国によつてとられるこのような措置は、関係する両国が締約国である条約に定める労働者の移動の自由の原則に抵触するものであつては

商船最低基準条約（第百四十七号）

Any Member which has ratified this Convention shall, in so far as practicable, advise its nationals on the possible problems of signing on a ship registered in a country which has not ratified the Convention and the measures to be taken in order to have fixed by this Convention are being applied. Measures taken by the ratifying State to this effect shall not be in contradiction with the principle of free movement of workers stipulated by the treaties to which the two States concerned may be parties.

Article 3

ならない。

第四条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約の効力発生の後、予定の航路に従い又は運輸上の理由により自国の港に寄港した船舶がこの条約の基準に適合していないことにつき苦情を受け又は証拠を得たときは、当該船舶の登録されている国の政府に報告書を送付すること及びその写しを国際労働事務局長に送付することができるとし、また、安全又は健康にとつて明らかに危険な船内における条件を是正するための必要な措置をとることができる。

2 加盟国は、1に規定する措置をとるに当たっては、直ちに船舶の旗国の最寄りの海事当局の又は領事上若しくは外交上の代表者に通告するものとし、可能なときは、当該代表者を立ち会わせる。1に規定する措置をとる加盟国は、当該船舶を不当に抑留し又はその出航を不当に遅延させてはならない。

3 この条の規定の適用上、「苦情」とは、乗組員、職業団体、協会、労働組合その他一般に船舶の安全について利害関係（乗組員の安全又は健康に対する危険についての利害関係を含む。）を有する者から提供された情報をいう。

Article 4

1. If a Member which has ratified this Convention and in whose port a ship calls in the normal course of its business or for operational reasons receives a complaint or obtains evidence that the ship does not conform to the standards of this Convention, after it has come into force, it may prepare a report addressed to the Government of the country in which the ship is registered, a copy to the Director-General of the International Labour Office, and to the Government of the country to which the ship is bound, and may request the Government of the country to which the ship is bound to rectify any conditions on board which are clearly hazardous to safety or health.

2. In taking such measures, the Member shall forthwith notify the nearest maritime, consular or diplomatic representative of the flag State and shall, if possible, have such representative present. It shall not unreasonably detain or delay the ship.

3. For the purpose of this Article, "complaint" means information submitted by a member of the crew, a professional body, an association, a trade union or, generally, any person with an interest in the safety of the ship, including an interest in safety or health towards its crew.

第五条

1 この条約は、次の要件を満たしている加盟国による批准のために開放しておく。

- (a) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約又はこれらの条約の改正条約の締約国であること。
- (b) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約又は同条約の改正条約の締約国であること。
- (c) 千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約又はこれらの国際文書の改正条約の締約国又は実施国であること。

2 この条約は、また、1に定める批准のための要件をまだ満たしていない加盟国で当該要件を満たすことを批准の際に約束するものによる批准のために開放しておく。

3 この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第六条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

Article 5

1. This Convention is open to the ratification of Members which—

- (a) are parties to the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1960, or the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, or any Convention subsequently revising these Conventions; and
 - (b) are parties to the International Convention on Load Lines, 1966, or any Convention subsequently revising that Convention; and
 - (c) are parties to, or have implemented the provisions of, the Regulations for Preventing Collisions at Sea of 1960, or the Convention on the International Regulations for Preventing Collisions at Sea, 1972, or any Convention subsequently revising these international instruments.
2. This Convention is further open to the ratification of any Member which on ratification, undertakes to fulfil the requirements of paragraph 2 of Article 1 of this Convention, or to the ratification of any Member which on ratification, undertakes to fulfil the requirements of paragraph 1 of this Article and which are not yet satisfied.
3. The formal ratifications of this Convention shall be communicated to the Director-General of the International Labour Office for registration.

Article 6

- 1. This Convention shall be binding only upon those Members of the International Labour Organisation whose ratifications have been registered with the Director-General.
- 2. It shall come into force twelve months after the date on which there have been registered ratifications by at least ten Members with a total share in world shipping

2 この条約は、十以上の加盟国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の二十五パーセントに相当する商船船腹量以上となるものの批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第七条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第八条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通報す

gross tonnage of 25 per cent.
3. Thereafter, this Convention shall come into force for any Member twelve months after the date on which its ratification has been registered.

Article 7

1. A Member which has ratified this Convention may denounce it after the expiration of ten years from the date on which the Convention first comes into force, by depositing a written declaration to that effect with the Director-General of the International Labour Office for registration. Such denunciation shall not take effect until one year after the date on which it is registered.

2. Each Member which has ratified this Convention and which does not, within the year following the expiration of the period of ten years mentioned in the preceding paragraph, exercise the right of denunciation provided for in this Article, will be bound for another period of ten years and, thereafter, may denounce this Convention at the expiration of each period of ten years under the terms provided for in this Article.

Article 8

1. The Director-General of the International Labour Office shall notify all Members of the Convention of the ratifications, the registrations, the denunciations and denunciations communicated to him by the Members of the Organisation.

る。

2 国際労働事務局長は、第六条2に定める条件が満たされたときは、この条約が効力を生ずる日につき国際労働機関の加盟国の注意を喚起する。

第九条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十一条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効

2. When the conditions provided for in Article 6, paragraph 2, above have been fulfilled, the Director-General shall draw the attention of the Members of the Organisation to the date upon which the Convention will come into force.

Article 9

The Director-General of the International Labour Office shall communicate to the Secretary-General of the United Nations full particulars of all ratifications and acts of denunciation registered by him in accordance with the provisions of the preceding Articles.

Article 10

At such times as it may consider necessary the Governing Body of the International Labour Office shall present to the General Conference a report on the working of this Convention and shall examine the desirability of placing on the agenda of the Conference the question of its revision in whole or in part.

Article 11

1. Should the Conference adopt a new Convention revising this Convention in whole or in part, then, unless the new Convention otherwise provides—

(a) the ratification by a Member of the new revising Convention shall *ipso jure* involve the immediate denunciation of this Convention, notwithstanding the provisions of Article 7 above, if and when the new revising Convention shall have come into force;

(b) as from the date when the new revising Convention comes into force this Con-

商船最低基準条約（第四百十七号）

二〇八

力発生を条件として、第七条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十二条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

正 文

附属書

APPENDIX

千九百七十三年の最低年齢条約（第百三十八号）、千九百三十六年の最低年齢（海上）改正条約（第五十八号）又は千九百二十年の最低年齢（海上）条約（第七号）
千九百三十六年の船舶所有者責任（傷病海員）条約（第五十五号）、千九百三十六年の傷病保険（海上）条約（第五十六号）又は千九百六十九年の医療及び傷病給付条約（第百三十八号）

vention shall cease to be open to ratification by the Members.

2. This Convention shall in any case remain in force in its actual form and content for those Members which have ratified it but have not ratified the revised Convention.

Article 12

The English and French versions of the text of this Convention are equally authoritative.

Minimum Age Convention, 1973 (No. 138), or
Minimum Age (Sea) Convention (Revised), 1926 (No. 38), or
Minimum Age (Sea) Convention, 1920 (No. 7),
Shipboard Liability (Sick and Injured Seamen), 1934 (No. 53), or
Sickness Insurance (Sea) Convention, 1936 (No. 98), or
Sickness Insurance (Sea) Convention, 1926 (No. 98), or
Medical Care and Sickness Benefits Convention, 1969 (No. 130);
Medical Examination (Seafarers) Convention, 1946 (No. 73);
Prevention of Accidents (Seafarers) Convention, 1970 (No. 134) (Articles 4 and 7);
Accommodation of Crews Convention (Revised), 1949 (No. 92);
Food and Catering (Ships' Crews) Convention, 1946 (No. 68) (Article 5);
Officer's Competency Certificates Convention, 1936 (No. 51) (Articles 3 and 4);
Seamen's Articles of Agreement Convention, 1926 (No. 22);
Registration of Seamen Convention, 1926 (No. 23);
Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No. 87);
Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98).

千九百四十六年の健康検査（船員）条約（第七十三号）

千九百七十年の災害防止（船員）条約（第三百三十四号）（第四条及び第七条）

千九百四十九年の乗組員設備条約（改正）（第九十二号）

千九百四十六年の食料及び司厨（かふ船乗組員）条約（第六十八号）（第五条）

千九百三十六年の職員海技免状条約（第五十三号）（第三条及び第四条）（注）

千九百二十六年の海員の雇入契約条約（第二十二号）

千九百二十六年の海員送還条約（第二十三号）

千九百四十八年の結社の自由及び団結権保護条約（第八十七号）

千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約（第九十八号）

注 千九百三十六年の職員海技免状条約の關係基準を嚴格に遵守することが確立された免許制度又は資格証明制度を害することとなる国については、これらの制度に関する当該国の確立された措置と抵触することのないように実質的同等の原則を適用するものとする。

商船最低基準条約（第四百十七号）

一一〇

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百七十六年十月二十九日に閉会を宣言されたその第六十二回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十六年十一月十一日に署名した。

総会議長

モードルヴ・ハライデ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

The foregoing is the authentic text of the Convention duly adopted by the General Conference of the International Labour Organisation during its Sixty-second Session which was held at Geneva and declared closed the twenty-ninth day of October 1976.

IN FAITH WHEREOF we have appended our signatures this eleventh day of November 1976.

The President of the Conference,

MODOLV HAREIDE

The Director-General of the International Labour Office,

FRANCIS BLANCHARD

¹ In cases where the established licensing system or certification structure of a State would be prejudiced by problems arising from strict adherence to the relevant standards of the Officers' Certificate Convention, 1958, the principle of substantial equivalence shall be applied so that there will be no conflict with that State's established arrangements for certification.

(参 考)

海員の疾病、負傷又は死亡の場合における船舶所有者の責任に関する条約（第五十五号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百三十六年十月六日にその第二十一回会期として会合し、

その会期の議事日程の第二議題に含まれる海員の疾病、負傷又は死亡の場合における船舶所有者の責任に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、
次の条約（引用に際しては、千九百三十六年の船舶所有者責任（傷病海員）条約と称することが出来る。）を千九百三十六年十月二十四日に採択する。

第一条

1 この条約は、この条約の適用を受ける領域において登録され、かつ、通常海洋航行に従事するすべての船舶（軍艦を除く。）において使用されるすべての者に適用する。

2 1の規定にかかわらず、国際労働機関の加盟国は、国内法令において、次の者に関し必要と認める例外を設けることができる。

(a) 次の船舶において使用される者

- (i) 貿易に従事しない場合の公の当局の船舶
- (ii) 沿岸漁船
- (iii) 総トン数二十五トン未満の舟艇
- (iv) ダウ、ジャンク等の原始的構造の木船
- (b) 船舶所有者以外の使用者により船舶において使用される者
- (c) 専ら港において船舶の修理、掃除又は貨物の積込み若しくは取卸しに使用される者
- (d) 船舶所有者の家族の構成員
- (e) 水先人

第二条

1 船舶所有者は、次のものについて責任を有する。

- (a) 職務の開始に関し契約条項に明示された日から契約の終了までの間に生じた疾病及び負傷

- (b) (a)の疾病又は負傷に起因する死亡

2 1の規定にかかわらず、国内法令には、次のものに関し例外を設けることができる。

- (a) 船舶勤務中以外において生じた負傷
- (b) 罹病者、負傷者又は死亡者の意図的な行為、過失又は不当行為に起因する負傷又は疾

病

(c) 雇入れの際に故意に隠蔽された疾病又は障害

3 国内法令は、被用者が雇入れの際に医学的検査を受けることを拒否したときは、疾病又は疾病に直接起因する死亡につき船舶所有者が責任を有しないことを規定することができる。

第三条

この条約の適用上、船舶所有者の費用による医療及び生活維持は、次のものから成る。

- (a) 治療並びに適當かつ十分な薬剤及び治療材料の支給
- (b) 食料及び宿泊

第四条

1 船舶所有者は、罹病者若しくは負傷者が治癒するまで、又は疾病若しくは労働不能が永久的性質のものであると宣言されるまで、医療費及び生活維持費を支弁する責任を有する。

2 1の規定にかかわらず、国内法令は、医療費及び生活維持費を支弁する船舶所有者の責任を負傷の日又は発病の日から十六週を下回らない期間に制限することができる。

3 海員に適用のある強制傷病保険、強制災害保険又は労働者災害補償の制度が船舶の登録された領域において実施されているときは、国内法令は、次のことを規定することができる。

る。

(a) 罹^り病者又は負傷者が保険又は補償の制度により医療給付を受ける権利を有する時から、船舶所有者は、これらの者に対し責任を有しなくなることを。

(b) 船舶所有者は、保険又は補償の制度の受給者に対しこれらの制度に基づく医療給付の支給に関し法令に定める時(罹^り病者又は負傷者にこれらの制度が適用されない場合を含む。)から責任を有しなくなることを。ただし、罹^り病者又は負傷者が、特に外国人労働者又は船舶の登録された領域に居住していない労働者に関する制限によりこれらの制度から除外される場合は、この限りでない。

第五条

1 疾病又は負傷により労働不能となつたときは、船舶所有者は、次の責任を有する。

(a) 罹^り病者又は負傷者が船内にとどまる間は給料を全額支払うこと。

(b) 罹^り病者又は負傷者が被扶養者を有するときは、罹^り病者又は負傷者が下船した時から治愈するまで又は疾病若しくは労働不能が永久的性質のものであると宣言されるまで、国内法令の定めるところに従い給料の全部又は一部を支払うこと。

2 1の規定にかかわらず、国内法令は、既に下船した者に対し給料の全部又は一部を支払う船舶所有者の責任を負傷の日又は発病の日から十六週を下回らない期間に制限すること

ができる。

3 海員に適用のある強制傷病保険、強制災害保険又は労働者災害補償の制度が船舶の登録された領域において実施されているときは、国内法令は、次のことを規定することができる。

(a) 罹病者又は負傷者が保険又は補償の制度により現金給付を受ける権利を有する時から、船舶所有者は、これらの者に対し責任を有しなくなることを。

(b) 船舶所有者は、保険又は補償の制度の受給者に対しこれらの制度に基づく現金給付の支給に関し法令に定める時（罹病者又は負傷者にこれらの制度が適用されない場合を含む。）から責任を有しなくなることを。ただし、罹病者又は負傷者が、特に外国人労働者又は船舶の登録された領域に居住していない労働者に関する制限によりこれらの制度から除外される場合は、この限りでない。

第六条

1 船舶所有者は、疾病又は負傷の結果として航海中に下船したすべての罹病者又は負傷者の送還の費用を支払う責任を有する。

2 罹病者又は負傷者が送還されるべき港は、次の港のいずれかとする。

(a) 雇入港

(b) 発航港

(c) 本国又はその者の属する国の港

(d) その者と船長又は船舶所有者との合意により定められた他の港であつて権限のある機関の承認を得たもの

3 送還の費用は、旅行中における罹病者又は負傷者の輸送、宿泊及び食料に関するすべての費用並びに定められた出発の時までの生活維持費を含む。

4 罹病者又は負傷者が労働能力を有するときは、船舶所有者は、2に掲げる目的地のいずれか一に向かう船舶において適当な職務を与えることにより送還の責任を免れることができる。

第七条

1 船舶所有者は、海員が船内において死亡した場合又は陸上において死亡した者がその死亡の時に船舶所有者の費用で賄われる医療及び生活維持を受ける権利を有している場合には、埋葬費を支払う責任を有する。

2 社会保険又は労働者災害補償に関する法令により死亡者に埋葬給付が支給される場合には、船舶所有者により支払われた埋葬費が保険機関により償還されることを、国内法令で定めることができる。

第八条

国内法令は、船舶所有者又はその代理人がこの条約の適用を受ける罹病者、負傷者又は死亡者の船内に残した財産を保護するための措置をとることを定める。

第九条

国内法令には、この条約に定める船舶所有者の責任に関する紛争の迅速な、かつ、些少の費用による解決を確保するために規定を設ける。

第十条

船舶所有者は、公の当局が第四条、第六条及び第七条の規定に基づく船舶所有者の責任を負担する限りにおいて、その責任を免れることができる。

第十一条

この条約及びこの条約に定める給付に関する国内法令は、国籍、住所又は人種にかかわらず、すべての海員に対して均等待遇を確保するように解釈され、かつ、実施される。

第十二条

この条約のいかなる規定も、この条約に定める条件よりも有利な条件を保障する法令、判決、慣習又は船舶所有者及び海員の間の協定に影響を及ぼすものではない。

第十三条

1 この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、国際労働機関憲章第三十五条に規定する地域について次の事項を示す宣言をその批准に付加する。

- (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域
- (b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由

(d) 当該加盟国が決定を留保する地域

2 1 (a) 及び (b) に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

3 いずれの加盟国も、1 (b)、(c) 又は (d) の規定に基づきその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつて取り消すことができる。

第十四条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十五条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十六条

国際労働事務局長は、国際労働機関の二の加盟国の批准が登録されたときは、この旨を直ちに国際労働機関のすべての加盟国に通報する。同事務局長は、他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通報する。

第十七条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後には、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十八条

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が満了することに、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第十九条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十七条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十条

この条約のフランス文及び英文は、共に正文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約によつて修正された千九百三十六年の船舶所

有者責任（傷病海員）条約の真正な本文である。

この条約の原本は、総会議長パール・ベルグ及び国際労働事務局長ハロルド・バトラーの署名により千九百三十六年十二月五日に認証された。

この条約は、千九百三十九年十月二十九日に最初に効力を生じた。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六条の規定に従い、修正されたこの条約の原本二通を署名により千九百四十八年八月三十一日に認証した。

国際労働事務局長

エドワード・フィーラン

海員のための傷病保険に関する条約（第五十六号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百三十六年十月六日にその第二十一回会期として会合し、

その会期の議事日程の第二議題に含まれる海員のための傷病保険に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百三十六年の傷病保険（海上）条約と称することができる。）を千九百三十六年十月二十四日に採択する。

第一条

1 この条約の適用を受ける領域において登録され、かつ、海洋航行又は海上漁業に従事する船舶（軍艦を除く。）に船長若しくは海員として又は他の資格で勤務するために使用されるすべての者は、強制傷病保険制度により保険を付する。

2 1の規定にかかわらず、国際労働機関の加盟国は、国内法令において、次の者に関し必要と認める例外を設けることができる。

(a) 貿易に従事しない場合の公の当局の船舶において使用される者

- (b) 賃金又は収入が所定の金額を超える者
- (c) 現金による報酬を受けていない者
- (d) 加盟国の領域内に居住していない者
- (e) 所定の年齢に達せず又はこれを超える者
- (f) 使用者の家族の構成員である者
- (g) 水先人

第二条

1 傷病のため労働不能となり、かつ、給料の支払を停止された被保険者は、給付の支払われる最初の日以後少なくとも二十六週間又は百八十日の労働不能期間につき、現金給付を受ける権利を有する。

2 給付を受ける権利については、資格期間が満了していること及び労働不能の当初から算入すべき数日の待期間が満了していることを条件とすることができる。

3 被保険者に支給される現金給付は、一般の強制傷病保険制度が存在する場合において海員に適用がないときは、当該制度により定められる率よりも低い率に定めてはならない。

4 現金給付は、次の期間につき支給しないことができる。

(a) 被保険者が船内又は外国にいる期間

(b) 被保険者が保険機関又は公の基金により扶養されている期間。この場合において被保険者が家族的責任を有するときは、現金給付は、一部のみを支給しないこととする。

(c) 被保険者が同一の傷病につき法令によつて他の方面から補償を受ける権利を有する期間。この場合においてこの補償が傷病保険制度により支払われる給付と同額であるとき又はこれよりも少ない額であるときは、現金給付は、その全部又は一部を支給しないこととする。

5 現金給付は、被保険者の意図的な不当行為によつて生じた傷病の場合においては、減額し又は拒否することができる。

第三条

1 被保険者は、その傷病の当初から、少なくとも傷病給付支給の所定期間の終了するまで、十分な資格を有する医師の治療並びに適当かつ十分な薬剤及び材料の支給を無料で受ける権利を有する。

2 1の規定にかかわらず、医療給付の費用のうち国内法令に定める部分の支払については、被保険者に請求することができる。

3 医療給付は、被保険者が船内又は外国にいる間、支給しないことができる。

4 事情が必要とする場合にはいつでも、保険機関は、傷病者に病院における治療を提供す

ることができるとし、この場合において必要な医療及び看護とともに十分な生活維持を傷病者に与える。

第四条

1 被保険者が外国にいる場合において傷病を理由に給料（従来全部払であるか一部払であるかを問わない。）を受ける権利を喪失したときは、当該被保険者が外国にいないとしたならば受ける権利を有していたであろう現金給付は、当該被保険者が加盟国の領域に帰還するまで、その家族に対しその全部又は一部を支給する。

2 国内法令は、次の給付の支給について規定し又は許容することができる。

(a) 被保険者が家族的責任を有する場合には、第二条に定める現金給付に追加される現金給付

(b) 被保険者の家族の構成員であつて当該被保険者と同居し、かつ、その扶養を受けるものの傷病の場合には、現物又は現金による救済

第五条

1 国内法令には、被保険者である女子が加盟国の領域内にいる間母性給付を受ける権利を有するための条件を規定する。

2 国内法令には、被保険者の妻が加盟国の領域内にいる間母性給付を受ける権利を有する

ための条件を規定することができる。

第六条

1 被保険者の死亡の場合には、国内法令により定められる額の現金給付は、死亡した者の家族の構成員に支払われ又は埋葬費の支弁に充てられる。

2 死亡した海員の遺族のための年金制度が実施されている場合には、1に規定する現金給付の支給は、強制的なものではない。

第七条

保険給付を受ける権利は、最後の雇入契約の終了後の特定の期間中に発生する傷病についても存続するものとし、この期間は、国内法令により逐次の雇入契約の間の通常の間隔を含むように定められる。

第八条

1 被保険者及びその使用者は、傷病保険制度の財源を分担する。

2 国内法令には、公の当局による財政上の負担について定めることができる。

第九条

1 傷病保険は、公の当局の行政上及び財政上の監督の下にある自治機関によつて管理されるものとし、営利の目的で行われないものとする。

2 被保険者（法令により海員のために特に設けられる保険機関の場合には、被保険者及び使用者）は、国内法令に定める条件で自治機関の運営に参加する。国内法令は、他の関係者の参加についても規定することができる。

3 1の規定にかかわらず、傷病保険の管理は、自治機関による管理が国の事情により困難又は不可能な場合及び期間については、国が直接行うことができる。

第十条

1 被保険者は、自己の給付を受ける権利に関する紛争の場合において、出訴の権利を有する。

2 紛争処理に関する手続は、特別裁判所により又は国内法令の下で適当と認められる他の方法により、被保険者のために迅速な、かつ、些少の費用のものとす。

第十一条

この条約のいかなる規定も、この条約に定める条件よりも有利な条件を保障する法令、判決、慣習又は船舶所有者及び海員の間の協定に影響を及ぼすものではない。

第十二条

1 この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、国際労働機関憲章第三十五条に規定する地域について次の事項を示す宣言をその批准に付加する。

- (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域
- (b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

- (c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由
- (d) 当該加盟国が決定を留保する地域

- 2 1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、かつ、批准と同一の効力を有する。

- 3 いずれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)の規定に基づきその最初の宣言において行つた留保の全部又は一部をその後の宣言によつて取り消すことができる。

第十三条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十四条

- 1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたものを拘束する。

- 2 この条約は、二の加盟国の批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十五条

国際労働事務局長は、国際労働機関の二の加盟国の批准が登録されたときは、この旨を直ちに国際労働機関のすべての加盟国に通報する。同事務局長は、他の加盟国からその後通知を受けた批准の登録をすべての加盟国に通報する。

第十六条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後には、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができ。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十七条

国際労働機関の理事会は、この条約が効力を生じた後十年の期間が満了するごとに、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正

に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議する。

第十八条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十六条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十九条

この条約のフランス文及び英文は、共に正文とする。

以上は、千九百四十六年の最終条項改正条約によつて修正された千九百三十六年の傷病保険（海上）条約の真正な本文である。

この条約の原本は、総会議長パール・ベルグ及び国際労働事務局長ハロルド・バトラーの署名により千九百三十六年十二月五日に認証された。

この条約は、千九百四十七年一月一日に効力を生じていない。

以上の証拠として、私は、千九百四十六年の最終条項改正条約第六条の規定に従い、修正されたこの条約の原本二通を署名により千九百四十八年八月三十一日に認証した。

国際労働事務局長

エドワード・フィラン